

島根県警察の行う会計の監査に関する訓令

(平成16年4月9日島根県警察訓令第19号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察の会計経理の適正を期すため、島根県警察が実施する会計の監査(以下「会計監査」という。)に関し、会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会計監査担当者)

第2条 警察本部長は、その指名する職員(以下「会計監査担当者」という。)に会計監査を行わせるものとする。

2 警察本部長は、会計監査の実施に当たり、補助者を置くことができる。

(会計監査実施計画)

第3条 警察本部長は、規則第2条第1項に定める会計監査実施計画(以下単に「会計監査実施計画」という。)において、同条第2項各号に掲げる事項のほか必要と認める事項を定めるものとする。

(説明の要求等)

第4条 会計監査担当者は、会計監査を実施するために必要があると認めるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(実施状況の報告)

第5条 会計監査担当者は、会計監査を実施したときは、その状況を警察本部長へ報告しなければならない。

(会計監査の結果に基づく措置)

第6条 警察本部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を当該会計監査の対象所属の長に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所属の長は、当該指示に基づいて講じた措置状況を警察本部長へ報告するものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。